

平成 21 年 9 月 24 日
消費者庁

消費者情報ダイヤルの受付件数
(平成 21 年 9 月 14～18 日分)

ダイヤル受付総数 907 件

うち	一般的 content (相談・苦情、提案含む)	716 件
	法解釈	114 件
	情報提供	166 件

※ 1 件の受付で複数の content を含む場合があるため、内訳の合計は受付総数を上回ることがある。

(参考) 情報提供のうち主な content

安全	OA タップ (発煙)、飲食店のアレルギー物質の非表示 (ショック症状)、エレベーター (保守点検不実施)、ガスオープンコンロ (不完全燃焼)、きのこ (食中毒)、草刈機 (火傷)、健康食品 (原材料の不審)、携帯魔法瓶 (指の裂傷)、ゴム手袋 (皮膚障害)、こんにやく (使用許可のない農薬使用)、三輪バイク (部品破損)、ジェットバイク (エンジン不良)、自転車のシートポスト (ボルトの破断)、自動車 (機能故障)、自動車リコール (原因情報の齟齬)、事務用いす (破損による転倒)、柔軟剤 (吐き気)、製品の梱包 (手指の刺すような痛み)、洗濯機 (機能不備)、タイヤ (走行中の破損)、使い捨てライター (発火)、付け爪の接着剤 (火傷)、電球 (破裂)、電気床暖房 (過熱)、電動自転車 (骨折)、塗装剤 (有害物質の含有)、ドアクローザー (破損)、ドライヤーのコード (破裂)、ジェルネイル (カビ)、パソコンのコード (発火)、パソコンの電源部 (発煙)、パソコンのバッテリー (発熱)、パック米飯 (カビ)、米飯 (異臭)、マンションの給水 (異物混入)、綿棒 (綿部分の脱落)、野菜 (異物混入)、遊園地遊具 (停電)
取引	一方的な契約変更、会員規約の一方的な変更、解約拒否、解約トラブル、架空請求、架空取引、業法違反、業務提携誘因販売、虚偽勧誘、高額請求、詐欺的契約、処分業者の別名称による事業、製品不良、説明不足、抱きあわせ販売、断定的判断の提供、長時間・不退去勧誘、次々販売、展示会商法、電話勧誘販売、投資をめぐるトラブル、ネズミ講、販売目的隠匿、不審な勧誘、不当勧誘、不当請求、不利益事実の不告知、ヤミ金、履行遅滞、連鎖販売、その他契約をめぐるトラブル、その他サービスの不備
表示	おとり広告、偽装表示、効果効能表示、産地偽装、表示ミス、その他優良・有利誤認表示
その他	洗剤 (条例違反成分)、便器 (水漏れ)

(注) 上記の情報は、消費者等から聞き取った content であり、事実関係について確認されたものではない。

本件問い合わせ先
消費者庁消費者情報課
電話 03-3507-9177
廣瀬、黒木、松田